

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
148	第1部 1		上から2行目 「このため、環境に与える影響を事前に評価」「し」を削除し、「する環境影響評価の仕組みを導入し」を挿入	記述は、環境影響評価の仕組みを作ること自体を目的とするものではなく、資源採取に当たり海底の生物の生息環境等に重大な影響を与えるおそれがあるという認識の下に、資源採取のための技術開発だけでなく、環境に与える影響等に関する技術開発とその達成を明記するものです。頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
149	第1部 3		上から5行目 「豊かな」の後に「海洋環境、」を挿入	豊かな海洋資源や海洋空間について、持続可能な利用を推進するには、海洋環境の保全との調和を図ることが必要不可欠と認識しており、そのような認識の下に本計画を記述しています。
150	第1部 6	13	P13 6 海洋に関する国際協調 2段落 5行目 「その遵守の確保について」の後を削除し、「先進国としての責任ある役割を担うことが必要である」に修正。	ご意見の趣旨については、総論(3)において「・・全人类的諸課題に対し、先進国として貢献することが重要である」と記述しています。
151	第1部 6	14	P14 2段落 6行目 「鯨類等の合理的利用を否定する動きについては」を削除。	当該部分は、我が国の基本方針に沿い記述したものです。
152	第2部 2		2 海洋環境の保全等 (1) 9行目 「漁業活動における」と「海鳥、ウミガメ」の間に「クジラ類」を挿入。	ご指摘の部分は「混獲」という用語の理解を助けるための例示であり、原案で十分その意図は達成されているものと考えます。
153	第2部 2		2 (3) 1行目 「海鳥等」の前にクジラ類を入れる	ご指摘の部分は「移動性動物」という用語の理解を助けるための例示であり、原案で十分その意図は達成されているものと考えます。
154	第2部 3		3 (2) ア 2段落 2行目 「水産動植物の増養殖の推進」のあとに「とその効果検証及び生態系への影響調査」を挿入	施策の実施に際しての具体的ご提言として、今後の参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
155	第3部 2	42	P42 第3部 2段落 7行目 「国民、NPO等は、」の後に「豊かな海洋環境を将来の世代に手渡すため積極的に海洋環境保全に貢献するため政策決定段階での市民参加や影響評価等の検討会等への参加を行い、」を挿入。	ご意見の趣旨は、ご指摘の параグラフの次において「海洋に関する施策の企画立案・実施に際しては、(中略)、国民や他の関係者の意見の施策への反映に努める」と記述しています。
156	第3部 3	43	P43 第3部 3 最後に、「また、施策に対する意見を随時受けるものとする」を付け加える。	ご意見の趣旨は、第3部2において「国民や他の関係者の意見の施策への反映に努める」と記述しています。
157	第1部 4	10	10頁 上から7行目、「普及啓発活動」の前に「海洋リテラシー活動などの」を入れ、下記の文章とする： 海洋リテラシー活動などの普及啓発活動…	次代を担う青少年に対する海洋に関する教育や普及啓発活動は、新しい海洋立国実現に向けて重要な課題と認識しています。このための具体的な取組には幅広い様々な内容が考えられるところであり、特定の例示を掲げることは適当でないと考えます。
158	第1部 4	10	10頁 上から12行目、「しい発想で各界においてこのような構造が」のあとに「ホリスティックに」と入れ、下記の文章とする： しい発想で各界においてこのような構想がホリスティックに検討…	海洋基本計画は可能な限り国民に対し理解しやすい用語を用いることとしております。
159	第1部 1	17	17頁 「エ その他の資源の研究開発等」の節の4行目、「環境への影響を評価する手法の確立等に取り組む。また、」と「波力、潮汐等による発電」の間に下記文言を入れる： 深層水を利用した海水の温度差エネルギーの活用については、国内・海外で小規模なものは既に実施されており、今後は設置コストの低減、発電効率の向上及び多用途への活用システムの導入などの為の技術課題の解決に取り組む。	ご意見の具体的対応は、今後の自然エネルギー活用の可能性のひとつとの位置づけと認識します。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
160	第2部 3	21	21頁 上から12行目、「このような認識から、」のあとに「海底資源については」と入れ、次の文言を追加する： このような認識から、海底資源については排他的経済水域等における…	ご意見の趣旨は、ご指摘の段落がすべて海底資源に係る内容であることから文脈上明らかであると考えます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
161	第2部 3	21	21頁 下から4行目「以上を確実に推進するため、」の前に下記文言を入れる。 また、再生可能な海洋の自然エネルギーについては、排他的経済水域等における賦存量が膨大な海洋温度差エネルギー、波力・海流等エネルギー、洋上風力エネルギーの開発に対して必要な政策資源を集中的に投入する。特に最も賦存量の大きい海洋温度差エネルギーは、そのエネルギーによる発電に際し、水産資源の増殖に寄与する栄養素に富む海洋深層水を利用することから、新しい漁場の創設も期待できる。従って海洋の自然エネルギーによる発電と新漁場の開拓を併せ、今後10年程度を目途に商業化の実現を目標とする。	海洋の自然エネルギーについては、海底エネルギー・鉱物資源の開発に比べまだ基礎研究の段階にあるので、当面のEEZの開発対象として記載していませんが、これらの研究を着実に進めるべき趣旨は、第2部1(2)エに記述しています。
162	第2部 8	33	33頁 上から4行目「おける海洋空間利用に向けた取組を」のあとに「国が先導して」を入れ、下記の文章とする： おける海洋空間利用に向けた取組を国が先導して推進する。	民間の取組を支援するという概念が読みとれることが重要と考えます。
163	第2部 9	35	35頁 (3)の節の下から7行目「さらに、」のあとに「海から受ける恵みは、国民共有の財産であるとの認識の下に」を入れ、下記の文章とする： さらに、海から受ける恵みは、国民共有の財産であるとの認識の下に様々な課題の解決のための取組に加え、…	ご意見の趣旨については、海洋基本法の中でも「…恵沢を将来にわたり享受…」等と記述されており、海洋基本計画もその認識の下に記述しています。そのため、特定の箇所のみへ記述してはおりませんが、頂いた意見は重要な視点と考えておりますので、今後の参考とさせていただきます。
164	総論		総論(1)海洋と我々との関わり に対するコメント 「我々は、海に囲まれた環境に生まれ、渚や干潟、砂浜において海水浴や潮干狩り、食料の採集など海と親しんできた生活を送ってきたが、昨今、都市化により都市部での海岸部へのアクセスや、地方でも護岸や災害防止等のため海辺との接触の機会が減少している。このことは、我々と我々の子孫が海とのつながりを希薄にする要因となっている。このための海との接触、海と親しむ、海を理解する教育・体験を考え直す必要がある。」との趣旨の文章を挿入すること。	総論の(1)は、(2)において我が国における現在の海洋政策推進体制構築にいたる経過を説明する前段として、我々と海洋との関わりについて、全世界的な歴史的経過を踏まえて記述しているものであり、個別施策の必要性を記述する箇所ではないことをご理解願います。なお、海洋に関する国民の理解の増進等については、第2部12において記述しています。
165	第1部 1		第1部 1 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 に対するコメント 2パラ、3パラに関連し、水産資源の状況の低下、約半数が低水準と言及されているが3パラのなか「・資源を回復させる必要がある。」のあとに「また、資源状況に余裕のある資源についても、利用を促し、バランスある利用をめざし、一部の資源に過剰な圧力がかからないようにすることも必要である。」	ご指摘はその通りと考えますが、第1部は基本的な方針を記述する部であり、資源量の多い、TACやTAEの対象魚種について記述しています。なお、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
166	第1部 4		第1部 4 海洋産業の健全な発展 に対するコメント 1パラ3～4行に関し 「日本型食生活」・・・きわめて重要である。 のあとに「世界的な食糧需要が高まり、将来的な需給がきつくなる状況下においても、狭い国土の中で最終的に国民が依存しうるたんばく源である。」との趣旨を加える。	ご意見の趣旨については、第1部1において、将来において予想されている世界的な食料資源等への需要の増大と、これに対し水産資源が重要な位置づけを有している旨を記述しています。
167	第1部 4		第1部 4 海洋産業の健全な発展 に対するコメント 3パラ 外航海運と漁船漁業の記述に濃淡の差がありすぎる。については「漁船漁業でも海外の漁業と競合する業種については、日本人船員の不足は外航海運業と同様に課題となっている。」「海運の日本船籍船の増加や、国として国際資源管理の責務を有する漁船の責務を果たすべく日本漁船籍維持のために」という趣旨を挿入する。	海上輸送に多くを依存している我が国にとって、日本籍船や日本人船員の極端な減少は、非常時における海上輸送の確保の問題は緊急に対処しなければならない課題として考えており、このためとりわけ外航海運業に係る記述について詳細に記述しています。
168	第1部 4		第1部 4 海洋産業の健全な発展 に対するコメント 最後のパラ 「・・・高校・大学等を通じた実践的な専門教育の充実を図る必要がある。」の箇所では、余りに中身が無い。については、この後に「それと共に、これらを担う人材のために、海洋産業は過酷になりがちな労働環境の緩和と魅力ある経済条件を整える必要がある。」との趣旨を加える。	海洋産業における人材確保のために、就業の場として魅力の向上等を図ることは重要な課題と認識しており、このため、第1部4において「海洋産業の就業の場としての魅力の向上に努める」と記述するとともに、第2部8ウにおいて具体的な施策の記述を行っております。
169	第1部 6		第1部 6 海洋に関する国際的強調 に対するコメント 3パラの最後の「・・・国際司法機関の活動を積極的に支援していくことが重要である」を「支援し活用していくことが重要である」に修正	国際司法機関の活用は重要であり、当該部分の前段においても「積極的な活用を重視する」と記述しています。
170	第2部 1		第2部 1 海洋資源の開発及び利用の推進 この最後のところに 「これらの開発・利用に当たっては、各方面の意見を聴取し調整する必要がある」との趣旨を入れる必要。	エネルギー資源等の開発について、環境保全にも配慮していることに関係者の理解を得るべきことは重要と認識しており、第2部1において「環境への影響評価等が必要」、第2部3(2)イにおいて開発に関する具体的対応を記述しています。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
171	第2部 3		第2部 3 排他的経済水域等の開発等の推進(2) に対するコメント 「・・・漁船漁業における日本人漁船員確保に向けた環境整備についての幅広い検討」を挿入	漁船漁業を含む海洋産業における人材の育成・確保については、第2部8(1)ウに記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
172	第2部 12		第2部 12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成(2)次世代を担う青少年等の海洋に関する理解の増進 に対するコメント 「学協会等」→字句の誤り?→修正「大学、水産高校、漁協や関連する協会等」	「学協会」という用語は、学術研究団体を意味し、閣議決定された科学技術基本計画に使用されているなどの用例があり、一般用語と考えます。
173	第2部 12		第2部 12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成(3)新たな海洋立国を支える人材の育成に対するコメント ・最後の文章の「・・取組を推進する。」のあとに「それを支える施設整備、体制の整備等を進める。」とする	施設設備や体制の整備は、新たな海洋立国を支える人材の育成にあたっての取組を推進する手法の一つであり、必要に応じて講じられる措置と認識しております。
174	総論	4	①計画期間を海洋基本法の見直しが予定されている5年後としても、5年後の目標策定に当たっては、10年後の姿を描いた上で5年後の目標を定めるべきである。具体的には、海洋基本計画(原案)P4の上から13行目を次の下線に変更する。 「たがって、本計画については、10年後のあるべき姿を描きながら、海洋基本法に基づく計画の見直しが予定されている5年後を見通して定めるものとする。」 ②政策目標の明確化と計画化を実現するため、政策目標をブレークダウンした行動計画を作成すべきである。具体的には、P4の下から7行目に次の下線の文を追加する。 「である。このことを踏まえ、以下の3目標を設定するとともに、これを具体化するための行動計画を平成20年度に策定する。」	総論では計画期間のみならず長期的視点を踏まえた記述も行っているところです。また、平成20年度は行動計画を樹立する段階ではなく、施策を実行する段階であると考えます。
175	第2部 1	17	①P17「エ その他の資源の研究開発等」の項に関し、世界的に優位な技術である海洋深層水利用技術と海水稀少資源採取技術について追加されたい。 具体的には、P17の上から12行目に次の下線の文を追加する。「し、地球温暖化対策、 <u>資源・エネルギーの安全保障対策</u> の観点からも、必要な取り組みや検討を早急に進める。海洋深層水利用の温度差発電や冷熱利用、海中稀少資源の採取については、技術の実証研究を進める。洋上における風力・・・」 ②P17「エ その他の資源の研究開発等」の項に関し、「また、波力、潮流など・・・基礎的な研究を進める。」を次の下線の様に変更する。「また、潮流、波力、潮流等による発電については、海外で実用化されている例もあるので、 <u>国際的且つ国内的動向</u> を把握しつつ、その効率性、経済性向上のための基礎的、 <u>実証的研究</u> を進める。」	ご意見にある資源の開発には、資源・エネルギーの安全保障対策の観点がないわけではありませんが、前出のエネルギー資源の開発との関係から、将来のエネルギー源となる可能性のある自然エネルギーに関する取組と整理しています。なお、これらの研究を進めるに当たり、国内の動向を把握しつつ進めることは当然であり、あえて言及する理由はないと認識しております。また、現時点では「実証的」と記述できる段階にはないと認識しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
176	第2部 2	19	<p>① 海洋における油流出における流出油の迅速な拡散情報の把握とりわけオホーツク海などにおける流水期における迅速な拡散情報把握が重要であり、シミュレーションモデルの整備を追加されたい。具体的には、P19の上から17行目に次の下線の文言を挿入する。「を効果的に行うための流出油の迅速な拡散情報の把握のためのシミュレーションモデルの整備、沿岸海域に係る・・・」</p> <p>② 海洋における二酸化炭素の測定方法を標準化の重要性に鑑み、測定方法の国際標準化の推進を追加されたい。具体的には、P19の「(3) 海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進」の項の上から6行目に 次の文を付け加える。「また、海水中の二酸化炭素の濃度の測定方法を国際的に標準化するための国際標準化を推進する。」</p>	<p>第2部2(2)において、流出油の迅速な拡散情報の把握も含め、「防除体制を充実する」と記述しています。なお、海水中の二酸化炭素の濃度の測定方法については、海域ごとに異なる状況に応じて適切に選択する必要があること等から、現時点では標準化の必要性は乏しいと考えます。</p>
177	第2部 3	20	<p>排他的経済水域等における権益確保のためには、沖ノ鳥島の国連海洋法上の要件を満たすことが必要であることから、沖ノ鳥島に関する記述を追加されたい。具体的には、P20の下から13行目に次の文言を挿入する。「排他的経済水域等における権益確保のため、沖ノ鳥島に対する国連海洋法上必要な措置を早急に講じる。」</p>	<p>第2部10(1)エにおいて「無人島を含む離島について、海洋政策推進上の位置付けを明確化し、適切な管理の体制、方策、取組のスケジュール等を定めた「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針（仮称）」を策定する。」と記述しております。沖ノ鳥島は、国連海洋法上の島であることから、我が国の他の離島と同様に当該施策の対象となりうるものです。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
178	第2部 3	21	<p>①海中稀少資源についても計画的な推進が重要であることから、海中稀少資源開発の計画的な推進を追加されたい。 具体的には、P21の下から5行目に次の記述を追加する。「海中の稀少資源については、当面大量供給は難しいものの日本の管轄下で採取できる貴重な資源であり、技術的には比較的確立されているものもあることから、実証試験など通じて実用化を推進する。」</p> <p>②海洋未利用エネルギーについても、計画的な開発等の推進が必要であることから、平成20年度中に策定する「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」(仮称)の中で対象検討項目とされたい。 具体的には、P21の第3パラ、上から12行目に次の下線の文言を挿入する。「この様な認識から、諸外国が力を入れ始めている潮流、温度差発電、波力等海洋未利用エネルギーへの取り組みを計画的に行うとともに、排他的経済水域等における・・・」 また、P21の下から4行目の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画(仮称)」を「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画(仮称) (海洋未利用エネルギーを含む)」に改める。</p> <p>③石油天然ガスについては、開発のためには総合的なエンジニアリング力が重要な要素であることから、その育成強化が必要である。 具体的には、P21第4パラ、上から24行目に次の文言を追加する。「し通年調査を実施する。また、調査結果を実現するための総合的なエンジニアリングの強化を図るために、極限海域における海洋構造物の材料、設計開発、実証試験によるエンジニアリング力の涵養を図り、自主開発の推進を強力に行う。」</p>	<p>海中稀少資源・海洋未利用エネルギーについては、海底のエネルギー・鉱物資源の開発に比べまだ基礎研究の段階にあるので、当面のEEZの開発対象として記載していませんが、これらの研究を着実に進めるべき趣旨は、第2部1エに記述しています。なお、これらが「海底エネルギー・鉱物資源開発計画(仮称)」に記載されるかどうかは現時点で未定であり、今後の同計画策定に当たり検討される予定です。</p>
179	第2部 8	33	<p>海洋生物とりわけ海洋微生物を活用した新産業の創出は多様であり、まだ未知の世界であるが、海洋微生物を活用した水素などのエネルギー生産については既に研究が始められていることから、この点の言及をされたい。 具体的には、P33の上から5行目に次の下線の文言を挿入する。「ついで、今後、医薬品、新素材開発、水素エネルギー等様々な・・・」</p>	<p>関連産業発展の可能性は多岐にわたる分野にわたることから、個別具体的な例示の追加は適当でないと考えます。</p>
180	第2部 8	33	<p>海洋産業の振興のためには、ビジョンを作り目標などの明確化を行うことが重要であることから、「海洋産業振興ビジョン策定」を検討されたい。 具体的には、P33の「(3)海洋産業の動向の把握」を「(3)海洋産業の動向把握とビジョン策定」に変更し、次の文を最後に付け加える。「また、海洋産業の将来の方向を明確にするとともに、<u>地域産業として根付かせていくため、海洋産業ビジョンの策定を行う。</u>」</p>	<p>海洋産業の将来の方向付けにつきましては、各産業の特性や役割等を踏まえ、必要に応じ、個別具体的に検討されるべきものと考えます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
181	第2部 11	37	<p>離島とりわけ沖ノ鳥島の離島としての位置づけは、日本の領土保全の観点から極めて重要であることから、政府が一体となって取り組むとともに、領土保全と振興を併せた対策が重要であるので、そのための記述をされたい。</p> <p>具体的には、P37上から1行目から2行目に次の下線の文言を入れる。「海洋政策推進上の位置づけを明確化し、<u>総合海洋政策本部の下で関係省庁が一体となって</u>「海洋管理のための離島の保全・管理、振興のあり方に関する基本方針（仮称）」を策定する。」</p>	<p>総論(2)の最終パラグラフにおいて、本計画が、「総合海洋政策本部が中心となり、様々な分野の海洋関係者が相互に連携・協力し、海洋政策を戦略的に推進していく」ための基本であると記述しています。また、基本方針の名称はあくまでも仮称であることをご理解願います。</p>
182			<p>美談を装って海を困らせるモノたち</p> <p>ニュースでちょっと目にするだけでは「ああ素晴らしい」「いいことだね」と何気なく拍手してしまうことでもよくよく考えると疑問に思えることがある</p> <p>二十九年前に下関沖から放流されたガラス瓶が1月24日、青森県東通村の岩屋海岸で見つかった。瓶は鳥取市のある中学校郷土研究部が海流調査の目的で放流したもので、中には当時の二十円はがきが入っていた。拾った人から、放流した人に瓶が届き世間では美談とされたが、そうだろうか。瓶は十一年間に5500本も放流されこれまで760本が回収されたという。ここまで書けば察しがつくだろうが4740本の瓶は今でもいずこの海底か海岸かにあるのだ。世間ではこれを「ゴミ」と言う。</p> <p>青森県の六ヶ所村に原子力燃料サイクルの再処理工場がある。ここから海洋に放出される液体が太平洋にどのように広まるのか。それを調べる目的で3000枚だかの黄色いハガキを海に流した出来ごとがあった。たしか数百枚かが回収されその調査結果が発表された。だが残りの黄色いハガキはいまごろどこにあるのだろう。私はこれを「ゴミ」とみる。</p> <p>交通安全友の会がキャンペーンで風船を空たかく放つ光景は華やかだ。さまざまなイベントでも行われる。関係者は…そのゴムはいずれ分解され自然にかえるから問題ないと言う。海に流れ落ちて沈むなり漂着するなり自然に帰るまでのあいだは明らかに色とりどりのゴミではないか</p> <p>こうして海を困らせるものは厄介モノだし余計モノだ。うわべの美談に惑わされてはならない。このことをつよく社会に訴えるのは海の関係者しかいないのだ。</p> <p>「よかれと思ってすることでも海を困らせることかもしれませんよ」と</p> <p>この視点を強調して欲しい</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
183			<p>海を守ることは全ての生き物を守ることに繋がります。本当に地球のことを考えた内容にして頂きたいと思います。 たくさんの工場からの廃液が海を汚しています。もっと厳しく対処すべきだと思います。このままでは自然にも人にも影響が出てきます。 特に再処理工場のような放射能を海に捨てる工場はどう考えてもおかしいです。きちんと法律で規制してください。</p>	<p>再処理施設をはじめとする原子力施設については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の各種法令により規制されております。</p>
184	第2部 2	17-18	<p>P17の海洋 環境の保全にぜひ重点を置いてほしいと思います。特に干潟に関しては、埋め立てが進み、激減しているにも関わらず、まだあたらな埋め立て計画があります。こういったものの禁止ができるようにしたらどうかと思います。干潟は、海鳥のため、また水の浄化のため、とても重要な場所であり。日本として、その保全に真剣に取り組むべきだと思います。 P18の環境への負荷の低減に関しては、原子力発電所からでる温水や、ダム等による、冷たい水の流れ込む流量の低下による、日本近海の海の温度上昇も研究してほしいと思います。地球温暖化の影響もありますが、日本の海が異常に高温なのは他に原因があるのではないのでしょうか？特に、これから運転予定の六ヶ所村の再処理工場が及ぼす海への影響はとても心配です。放射能汚染の負荷排除もぜひよろしくお願いいたします。メタンハイドレードの開発については、ぜひ慎重に慎重を重ねてほしい、エネルギー確保の為に、海の環境悪化を招くことだけは、次世代の子ども達のためにも、やめてください。 P33～の沿岸域総合管理にも、ダムの悪影響がかかっていますが、土砂の適切な管理にくわえて、脱ダムに関しても、沿岸域の環境保全のために考えてもらいたい。海は私たち日本人にとって、とても大切な場所です。ぜひこの海洋基本計画で、開発よりも保全に重点を置いてもらい。次世代に豊かな海を残すような基本計画になるようよろしくお願いいたします。</p>	<p>ご指摘のとおり海洋環境の保全は重要な課題であり、本計画においても、海洋基本法第2条、第18条等に沿って重点を置いて記載しております。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。 なお、再処理施設をはじめとする原子力施設については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の各種法令により規制されております。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
			<p>《題名》「漁業衰退途上国」からの脱却～「超高度水産科学技術大国」の構築 「世界第6位の経済水域の特質と開発方策」</p> <p>I. 大陸棚が少ない日本の経済水域の特質 「日本の200浬経済水域の広さは世界第6位」と云われて来たが、昭和52(1977)年に200浬時代を迎えてから30年間以上の今日まで、日本の経済水域内で新たな資源開発や増産が行われた事を聞いていない。 その理由は「日本の経済水域が他国と違って九州南西から東シナ海にかけて大陸棚が多少あるだけで、すでに出漁海域となっており、日本列島の周辺は深い海に取巻かれている」故に他ならない。 しかし、日本列島南半の太平洋側には何れもの海嶺(海底山脈)が連なり、北半の常盤から三陸の沖にかけては親潮が黒潮の下に潜り込む海洋前線(潮目)が形成されていて、カツオやマグロ等の回遊魚はこの海底山脈に沿って北上～南下を行い、海洋前線で一時滞留の後に前線を越えて行く。 200浬時代を迎えて日本の多くの遠洋漁業が衰退して行った中で、遠洋カツオ・マグロ漁業だけが生残っているのは、漁場が大陸棚ではなく「海山」や「海洋前線」だったことにある。海山漁場の特性は、①山頂上方、②山頂面、③斜面、④基底部と4層の立体水域に多様な魚種が生息しているから、経済水域内の海嶺の調査と資源開発が推進されれば日本の漁業生産は確実に増大するのだが、これまで海洋前線の調査は行われて来たが海嶺の組織的調査は行われていない。</p> <p>II. 海山の海底地形及び水産資源調査について (1). 海山の水産資源開発の失敗例 三陸沖海洋前線漁場の東「天皇海山漁場」の底魚資源は、昭和40(1965)年ソ連が開発、毎年ソ連を始め日本を含む各国の漁船が多数操業していたが、この海域のクサカリツボダイ資源の枯渇要因は、 ①. 大陸棚に比べて狭い海山の頂上や側面を大陸棚と同様の方式でトロール操業を行ったこと ②. 棲息水深の深い海山資源は成長が遅い故休漁期間が必要だったが、毎年継続操業を行ったこと による。……この先例からも資源開発には海山の特質を生かした方式が必要と痛感される。</p> <p>(2). 「海山の水産資源調査と持続的生産の開発方式」 ①. 水産資源開発のための海底地形の精査(巨大露出岩・斜面上の海谷の位置・形状も必要) ②. 海山に当る海流・潮流の位置と早さの時間的変化 ③. 海山各層と周辺海域の水産資源の年間の分布変動調査(魚種・生態・漁期)</p> <p>III. 日本には世界最大の調査船隊が潜在している 広範囲の海況情報が得られる人工衛星画像と自律式海況観測ブイの発達で、人手と経費の掛る調査船運航予算は削減され更に燃油価格の長期高騰が運航を妨げているので通常の発想や取組では日本の経済水域内の海山漁場調査を大規模且継続的に実施することは困難と言えよう。</p>	

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
185			<p>然し、「21世紀に生残り繁栄を続けて行くには、これ迄と違った考え方や取組が必要」との警鐘を踏まえて、全国の水産高校が所有する練習船を見直す見直しと解決策を見出す事が出来る。</p> <p>水産高校の練習船は、これ迄各県毎に個々の練習船で操船航海・操業の実習が行われていたものを全国の水産練習船を一つに纏めて船隊編成で海洋調査の実施の中で、実習即日本の水産に役立つ仕事をしてもらうことだが、この先例は、船隊編成ではないが、各練習船のマグロ延縄操業のデータが、(独)水産総合研究センター所属の遠洋水産研究所に集められ国際的にも価値のあるマグロ漁業に関するデータとなっている。ほぼ同船型・同性能で優秀な装備を持った練習船34隻の存在は、他国では見当たらない貴重な存在である。</p> <p>然し、これ迄日本の水産業の発展・後継者の育成に貢献して来た「水産高校」も内外の諸情勢の変化から改革が必要となっている。それは「練習船で漁業技術を習得した卒業生の多くが漁船に乗船しない」事だが、要因は現代の若者から敬遠されているキタナイ・ケン・キツイの3Kと低収入だけでなく、漁業に将来の夢と感激を見出せなくなっていることにある。</p> <p>水産高校の練習船は各県の学校毎に単船で実習を行って来たが3年間のカリキュラム(履修過程)の中に3ヶ月間の船隊編成による海山調査を組み込むことで、これ迄の「将来のための技術習得」から「技術習得即日本の水産振興に貢献」という実績と感激を水産高校生に与えることが出来る。</p> <p>海山調査の船隊編成は34隻中の20トン未満の1隻を除いて1船隊5~6隻で6船隊を編成、経済水域内の海嶺を一定面積に区分して、その一つずつを前記「海山の資源開発方式3項目」を実施する。そして、この作業に参加した「水産生」「練習船」「水産高校」は、他の追随を許さない海山調査と資源開発のノウハウ(特殊技術)を習得し、これからの水産業のリーダーとしての活躍が期待される。</p> <p>IV. 海山漁場の操業方式、「立体多様目・輪探操業」 調査が終了した海域から、海山の上層・中層・底層の操業を漁船に3年間許可。その後3年間は休漁海域として資源の回復を計る。そして新たに調査が終わった海域で操業を許可する。この方式を「立体多様目・輪探操業」と名付け、海山資源の維持と持続操業を実現する。</p> <p>なお、船隊編成による経済水域開発の費用は、国による別途の予算編成が必要となるが、この投資に対しては、膨大な観測データと海山調査の多数のエキスパートの養成、他国の追随を許さない財産となって返って来る。</p> <p>世界中の漁業先進国や開発途上国と同様に日本も漁業を「国民の食糧確保のための国家戦略産業」と位置付けて、これ迄の考え方や対応を超えた施策と対応と努力が必要と認められる。</p> <p>V. 波及効果 水産高校練習船の船隊編成による海山調査と漁船による「立体多様目」「輪探操業」が、推進されたところで、更に下記3課題に取り組むことで、冒頭に掲げた「超高度水産科学技術大国構築」を確かなものとする事が出来る。</p> <p>①. 水産高校の門戸を世界中の水産を志す若者に開放する。 ②. 特定第3種漁港中の焼津・三崎・気仙沼等を調査船隊の母校として新しい繁栄を計る。</p>	<p>海洋、水産業の今後について、到達すべき目標を決め、その目標実現に向け、人材育成・確保を含め、現有の機材等を駆使し、取り組むべきとのご意見と認識しています。今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
			<p>③. 日本の経済水域内の海嶺調査が終了したら、世界中の海嶺調査を各国と協同で実施するが、第1の調査海域候補は日本と類似の海嶺に囲まれた南半球のニュージーランド海域である。赤道を中心とした南北ほぼ同緯度で、海底地形や海洋構造の一致した南半球のこの海域の水産資源の漁期が半年間ズレていることから、日本にもニュージーランドにも同一魚種を周年消費者に与えることが出来るので共栄の道が開かれる。</p> <p>④. V-②で水産高校を国際的に開放し、「特定第3種漁港」の気仙沼・三崎・焼津等を水高船隊の母校とする「今一つの理由」は、</p> <p>1. マグロやカツオ等の世界的に需要が拡大中で、高価格で取引される高度回遊魚は、漁獲を現在のままの方式を続けていると確実に短期間で資源の枯渇を招く。これを防ぐ方策としては、国際船隊の編成による協同操業と生産管理が必要となる。それ故、水高船隊は、その母胎とすることが出来る。</p> <p>2. 人間の闘争本能・宗教の違いと対立、国家間の利害関係が存在する限り、祈願や反対運動だけでは戦争はなくなる。戦争を克服するためには、戦争を超える大規模で国際的な資源や産業・地域開発等の目標と計画が必要で水産高校と水高船隊の実現こそ、その基礎作りの第一歩となる。</p> <p>VI. 海や水産で21世紀に生残るための考え方や取組を可能とする基本事項 この文章の冒頭に提示した21世紀に生残り繁栄するための条件として、これ迄と違った発想は下記の4項目から生み出すことが出来る。</p> <p>①. これ迄の船上・飛行機・人工衛星等から海面を見下ろすだけでなく、海中に潜って海面を見上げることで、魚や魚群の生態を明確に把握することが出来る。</p> <p>②. 水産の枠を越えた視点と柔軟な思考、工学的手法の導入</p> <p>③. これ迄の知識・経験・技術の到達点から、未来を考えるのではなく、先ず到達すべき目標をかかげ、現在持っているあらゆる知識・経験・技術を投入して、目標実現に努力する方式…これを「未来から現在に橋を掛ける方式」と云う。</p> <p>④. 世界地図では、</p> <p>1. 左右の両端は一致しているにも拘わらず、最も遠い位置に画かれている。</p> <p>2. 赤道から南北の方向には実際より地図上では大きな面積となっているので、その地域の実態を誤って判断する危険が大きい。</p> <p>3. 地図上の2点を結ぶ直線は正しい距離を示していない。 上記のことから、グローバルな時代には球体の地球をそのまま縮尺した地球儀を廻して考え計画を立てることが必要となっている。</p>	
186			<p>全体を通じ、海洋（特に沿岸海域）の生態系と生物多様性の保全に対する具体的施策に乏しく、生態系保全の視点からの施策が弱い。 又、之を（生態系保全を）目的とした国際条約類への積極的参加と遵守を国の基本姿勢とす可きであり、国家戦略として第三次生物多様性国家戦略との整合を図る必要がある。</p>	<p>第2部2において、第三次生物多様性国家戦略に基づく取組の実施の必要性について記載しています。また、具体的な施策として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえた海洋保護区の設定の適切な推進等を記述しています。</p>